

事 務 連 絡
平成23年5月20日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

日本脳炎の予防接種に関するパンフレットの送付について

平素より予防接種行政について特段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布されたことをうけ、日本脳炎の予防接種の接種方法に変更がございました。

各自治体において医療機関や保護者に対する広報等にご活用頂けるよう別添のとおりパンフレットを作成いたしましたので、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該パンフレットを含め、日本脳炎の予防接種に関する情報は、厚生労働省ホームページ「日本脳炎の予防接種に関するご案内」にも掲載いたしますので、併せてご活用ください。

掲載HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/annai.html>



平成23年5月20日から

平成17～21年度の間 日本脳炎の予防接種の機会を逃した方々の 接種時期が緩和されました。

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっていました。この間に、接種の機会を逃した方々への接種の機会の確保を進めています。

○ 平成7（1995）年6月1日～平成19（2007）年4月1日生まれの方に、6カ月以上20歳未満の間、定期予防接種ができるようになりました。

- ※ これまで定期接種ができなかった、7歳半～9歳未満、13歳以上20歳未満でも接種できるようになりました。
- ※ 市町村からの接種のご案内・広報は、下記の通り、今年度から、年齢ごとに、順次行ってまいります。

◆ 1期接種を一度も接種していない場合は、通常の実施方法に沿って接種を行ってください。

- ※ 1期初回接種は6～28日の間隔をおき2回、1期追加接種はその後おおむね1年の間隔をおいてください。

◆ 1期初回接種・1期追加接種が不十分な場合は、6日以上の間隔をおいて、残りの回数の接種を行ってください。

◆ 2期接種は、1期接種を終えた9歳以上の方に行ってください。

平成23年度に、市町村から接種のご案内・広報を行う対象者

平成23年度は、原則として以下の方に市町村から接種の案内を行います。

○通常の対象者

3歳： 1期初回接種 4歳： 1期追加接種

○小学3年生・小学4年生（平成13年4月2日～平成15年4月1日生まれ）：

1期接種の機会を逃した場合、1期接種の残りの回数

- ※ 1期接種の機会を逃したこれ以外の方（平成15～18年度生まれ）への1期接種は、ワクチンの供給量も踏まえつつ、次年度以降にご案内する予定ですが、希望がある場合は定期予防接種を行うことができます。
- ※ 2期接種の機会を逃した方（平成7年6月～平成12年度生まれ）へのご案内については未定ですが、希望がある場合は9歳以上であれば、定期予防接種を行うことができます。

ご不明の点がありましたら、市町村にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ「日本脳炎の予防接種についてのご案内」でもご案内しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou20/annai.html>

日本脳炎の予防接種を

今年度は、通常の3歳・4歳のお子様に加えて、小学3年生・小学4年生のお子様にも、日本脳炎の予防接種のご案内を行っています。

小学3年生・小学4年生のお子様がいいらっしゃる保護者の方は、母子健康手帳を確認し、日本脳炎の1期接種が不足している場合は接種を受けましょう。

- 日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、**日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。**
- その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の**予防接種を通常通り受けられるようになって**います。
- 平成7～18年度に生まれた方は、日本脳炎の予防接種が不十分になっていることがあります。特に**平成13～18年度生まれ（「年中」相当～小学4年生）のお子様は、1期接種が終わっていない**ことがあります。
- これらのお子様には、平成23年度から順次接種のご案内を行います。**平成23年度は小学3年生・4年生のお子様にご案内を行い、それ以下の年齢のお子様には、平成24年度以降にご案内を行います。**

※ 小学3年生・小学4年生のお子様へのご案内の方法などは市町村ごとに異なりますので、不明の場合は市町村にご確認ください。

※ ご案内の対象となっていない場合でも、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで、1期・2期の接種が終わっていないお子様は、20歳未満までの間、接種を受けることができますので、希望する方は市町村にお問い合わせください。

予防接種を受ける方法や、受けられる医療機関など、詳しい情報は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

受けましょう。